

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税及び自動車税等に関する規定の改正を行った。

1 個人の県民税

(一) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和八年三月三十一日まで延長した。

(二) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和八年度分の個人の県民税まで延長した。

2 不動産取得税

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限終了に伴い、減額の申請手続等について定めた規定を整理した。

3 自動車税

(一) 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和五年十二月三十一日まで延長した。

(二) 一定の要件を満たす乗用車及び路線バス等に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和七年三月三十一日まで延長した。

(三) 先進安全技術を搭載した一定の自動車に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限の延長及び対象装置の追加を行った。

(四) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、適用期限を延長した。

4 その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例
(条例第二十号) (税務課)

一 改正の要旨

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正等を踏まえ、次のとおり必要な改正を行った。

1 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の有効期限を延長するとともに、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除に関する規定の整理を行った。

2 次に掲げる条例について、所要の規定の整理を行った。

- (1) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例

二 施行期日

令和五年四月一日